

学校いじめ防止基本方針【令和8年度】

豊後高田市立河内中学校

1. 学校いじめ防止基本方針について

いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

問題の解決に当たっては、教師が日頃から児童生徒一人ひとりの生活実態のきめ細やかな把握に努め、児童生徒の発する小さなサインも見逃さず、個々への具体的な対応をするとともに、すべての教育活動を通して、豊かな人間関係を育む積極的な生徒指導を推進していくことが一層重要となっている。

いじめを許さない集団づくりには、児童生徒の正しい判断力や自らの手で問題解決に取り組むことのできる自己指導能力を育て、人間関係のゆがみが起こったとしてもいじめに結びつくことのない、いじめを許さない児童生徒及びその集団を育てる未然防止の粘り強い取組が欠かせない。

そこでいじめを防止するための基本となる方向性を次のように示す。

- ◆ いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ◆ いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ◆ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互的に協力し、活動する必要がある。
- ◆ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

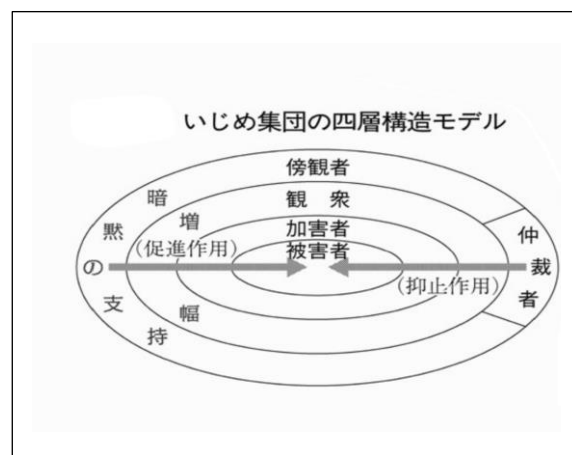
「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) いじめに対する基本的な考え方

どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめの子」への抑止力になる。



3. いじめ防止の基本的な方向と取組み

(1) 指導体制・組織体制

- ① 学校としてどのようにしていじめ防止の取組みを行うかについて、「学校いじめ防止基本方針」を定める。
- ② いじめ対策の総括的組織としての「校内いじめ問題対策委員会」を設置する。
 - ◆ 校長・教頭・生徒指導主事・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・いじめ問題に関する措置を実効的に行う関係者を構成員とする。

(2) 年間指導計画

月	指導計画
4月	生徒に関する情報交換・学級開き 生徒会の取組みと連動 人間関係づくりプログラム(通年 毎週木曜)
5月	家庭訪問
6月	人権学習
7月	人権学習 いじめに関するアンケート① 教育相談(全校)
8月	家庭訪問
9月	運動会の活動における仲間づくり
10月	教育相談
11月	文化祭等の活動における仲間づくり
12月	人権学習 いじめに関するアンケート② 教育相談
1月	人権学習
2月	教育相談(全校) いじめに関するアンケート③
3月	年間の反省とまとめ

※情報交換を行い、職員間で共通理解を図る。

※アンケートについては、上記以外でも必要に応じて実施

4. いじめ防止の措置

(1) いじめの予防 ～未然防止～

- ◆ 学習指導の充実
- ◆ 特別活動・道徳教育の充実
- ◆ 人権教育の充実
- ◆ 情報モラル教育の徹底
- ◆ 効果的な教育相談
- ◆ 保護者・地域との連携(保護者会や青少年健全育成会)

(2) 早期発見

① 毎日の観察

授業はもとより、日常の生徒の行動に注意を払う。毎日ノートや自主学習ノートを通して、子どもについての理解を深める。

② 情報収集

定期的な教育相談や毎日ノートによる家庭連絡を通して、子どもや保護者からの情報を収集する。

③ アンケート調査等

毎学期や必要に応じて「いじめに関するアンケート」を実施し、生徒に現状を把握する。

④ 教育相談の実施

生徒の悩みやきつさを共感的立場で理解し、学校での様子・家庭での様子について理解を深める

(3) いじめの対応

	被害生徒への支援	加害生徒への指導	集団(観衆・傍観者)への指導
教師の対応	共感的立場で受け止める姿勢で対応する。	毅然とした態度で指導 ◆ 懲戒(第25条) ◆ 出席停止(第26条)	観衆や傍観者は加害者にも被害者にもなりうることを理解させる。
伝えるべきこと	対象生徒を学校として「必ず守る」という姿勢を示し、安心感を与える。	◆ いじめ行為の確認 ◆ 被害生徒の心の痛みやきつさを理解させる。 ◆ 法に触れる行為の場合もあること。	◆ いじめ行為の認識と、大人に通知する勇気について ◆ いじめられた側の心痛みに配慮する。 ◆ プライバシーの保護に留意する。
確認すること	◆ 身体の被害状況 ◆ 金品の被害状況 ◆ 警察への被害申告の意思 ◆ カウンセリングの必要性 ◆ 緊急避難の必要性	◆ カウンセリングの必要性 ◆ 謝罪の方法	◆ カウンセリングの必要性
留意点	◆ PTSD、自殺危険度のアセスメント ◆ 家族への対応	加害者の心理的背景・家庭状況について理解する。	観衆や傍観者は加害者にも被害者にもなりうることを理解させる。

※ 重大事案の対応にあたって、いじめられた生徒や保護者からの申し立てがあった場合は、適切かつ真摯に対応する。

※ 重大事案の対応にあたっては、関係諸機関との連携を速やかに行う。

5. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

- ① 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④ 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

(2) 具体的な例

- ◆ パソコンやタブレット、携帯端末から、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。
- ◆ ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報無断で掲載する。
- ◆ 特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を不特定多数の携帯端末等にメールで送信する。(チェーンメール)
- ◆ 特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子どもの社会的信用を貶める行為などを行う。(なりすましメール)
- ◆ ネットゲームを起因とした各種トラブル(課金・出会い系・暴力行為)

(3) 対応

① 生徒への対応

- ◆ 被害生徒への対応
家族と協力し、きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。
- ◆ 加害児童生徒への対応
加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
- ◆ 全校の児童生徒への対応
個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

② 保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③ 書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

6. 重大事態への対応

- ① 重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめるとき」である。また、「いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とする)、重大事態によって、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」である。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。さらに、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、校長が判断し、適切に対応する。
- ② 校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である子育て支援課、警察、児相、医療機関等関係機関との連携で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。